

野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業実施要綱

令和 元 年 5 月 2 4 日

野辺地町告示第 4 7 号

改正 令和 2 年 6 月 1 日

野辺地町告示第 5 7 号

改正 令和 4 年 6 月 2 8 日

野辺地町告示第 9 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止し、また町内の道路の通学路及び避難路（以下「通学路等」という。）における通行人の安全を確保するため、転倒及び倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却等を実施する者に対し、野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和 5 6 年野辺地町規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条に規定する道路及び不特定の利用者が一般の用に供している道
- (2) 危険ブロック塀等 コンクリートブロック塀または組積造の塀等のうち、原則として①から⑤までのいずれかに該当するものをいう。
 - ①塀の高さが地盤から 2 . 2 m を超えるもの
 - ②塀の厚さが 1 0 c m 未満であるもの（塀の高さが 2 m を超え 2 . 2 m 以下のものについては厚さが 1 5 c m 未満であるもの）
 - ③塀の高さが 1 . 2 m を越えるものについて、塀の長さ 3 . 4 m 以下ごとに、塀の高さの 1 / 5 以上突出した控え壁を備えていないもの
 - ④コンクリートの基礎がないもの
 - ⑤傾きやひび割れが見られるもの

(補助事業者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、野辺地町内に存し、通学路等に接して設けられている危険ブロック塀等の所有者又は管理者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、野辺地町耐震

改修促進計画（令和元年５月改定、以下「促進計画」という。）に定められた取り組み方針に基づき、促進計画に示された通学路等に面する危険ブロック塀等の耐震対策に係る事業（以下「補助対象事業」という。）のうち次に掲げるものを実施するための合計の経費とする。

- (1) 通学路等に面する危険ブロック塀等の耐震診断
- (2) 通学路等に面する危険ブロック塀等の除却工事
- (3) 通学路等に面する危険ブロック塀等の建替え（除却・新設）工事
- (4) 通学路等に面する危険ブロック塀等の改修工事

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、予算の範囲内において、次のいずれか少ない額に２／３を乗じて得た額とし、補助上限額は１２０，０００円とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の合計額（前条第１号から第４号までの事業の合計額）
- (2) 危険ブロック塀等の総延長に１メートルあたり８０，０００円を乗じて得た額

（交付の申請）

第６条 規則第３条の補助金等交付申請書は、野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２ 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（敷地及び通学路等に面している危険ブロック塀等の位置関係を示すもの）
- (3) 現況写真
- (4) 危険ブロック塀等の高さ及び長さを示すもの
- (5) 安全性のチェックリスト（様式第２号）
- (6) 補助対象事業の見積書の写し
- (7) 補助事業者が危険ブロック塀等の管理者の場合は、所有者の同意書（様式第３号）
- (8) 補助事業者の住民票の写し
- (9) 補助事業者の納税証明書（補助金の申請時において野辺地町の町税の納税義務が発生していない者にあつては、申請時において納税義務が発生している市町村の市町村税の納税証明書）
- (10) その他町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第７条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ野辺地町ブロック塀耐震改修促進支

援事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けること。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が事業完了予定日までに完了しない見込みとなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

（交付の決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

2 第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、現地調査のうえ交付を決定する。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とし、書面により申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業費補助対象事業完了（廃止）報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象事業実施状況がわかる写真（工事前、工事中、工事完了等）

(2) 工事費明細書等の工事費を確定できるもの及び領収証の写し

(3) 第4条第1号に係るものについては診断結果の報告書（任意様式）

(4) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該事業年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 町長は、第10条に規定する実績報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、

交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、前条の通知を受けた後において、野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業費補助金請求書（様式第 9 号）を町長に提出して行うものとする。

2 補助金は、補助事業者への口座振込により交付する。

（施工状況の確認）

第13条 町長は、補助事業が適正に施行されるよう、補助事業者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に対して求めることができる。

（補助金の交付の取り消し及び返還）

第 14 条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）補助金を補助対象事業又は補助対象経費以外の用途に使用したとき。

（3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項に規定する返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が、受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 町長は、補助金の返還を命じ、これを補助事業者が納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 町長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 この規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（暴力団の排除）

第 15 条 交付申請者が野辺地町暴力団排除措置要綱（平成 24 年野辺地町訓令甲第 3 号）

第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等であると認められる場合は、第6条に規定する補助金の交付の申請を行うことはできない。

2 野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業交付申請書の提出をもって暴力団員等でないことを関係機関へ照会することに同意したものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年7月19日告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和2年6月1日告示第57号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

附 則（令和4年6月28日告示第92号）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。